

# イクちゃんネット イベント情報における 非営利・営利の判断基準について

## ●非営利のイベントとして取り扱うもの

主に非営利団体（営利を目的としない団体）や任意団体（サークル、自治体、町内会など）及び個人（イベントで行う活動を生業とせず確定申告を行う必要がない）が行うイベントで、商用・宣伝・営利にあたらないと判断されるものを対象とします。イベント参加のための材料費、保険代などの実費を認める場合があります。

- 1) 市、県、国など行政が行う事業
- 2) 任意団体（サークル、町内会、自治会など）のイベント
- 3) 非営利団体のイベント
- 4) 市、県、国から委託を受けて行うイベント
- 5) そのほか非営利であると（公財）ひろしまこども夢財団（以下当財団）が判断したイベント

## ●営利（商用・宣伝・営利）を含むイベントとして取り扱うもの

原則上記の非営利イベントとして取り扱うもの以外は営利を含むイベントであると判断します。主に営利団体（企業、個人事業主、個人による講座も含む）が行っている業務又はその準備行為を含むイベントが該当します。

※営利を含むイベント情報を掲載する場合は「イクちゃんサービス参加店」へご登録いただき、参加店としてイベント情報の掲載申請をお願いいたします。

- 1) 製品・商品・サービス販売、宣伝を目的とするイベント
- 2) 営業・勧誘・販売促進・集客・社業の一環としての研修会、勉強会、体験会
- 3) 事業や商品、利益、投資等のビジネスを目的とした説明会、勉強会、体験会
- 4) 販売や買取、契約を伴うイベント（事前事後に金銭等の授受が発生する可能性のあるものも含む）
- 5) そのほか営利を目的に行われていると当財団が判断したイベント

令和4年4月1日

公益財団法人ひろしまこども夢財団